

《羽曳野市報道提供資料》

令和8年3月19日 発表

(連絡先)

電話 072-947-3809 (直通)

072-958-1111 (代表)

内線 3410

担当 総務部人事課

職員の懲戒処分について

羽曳野市は、令和8年3月19日、市民生活部の職員について、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 処分日 令和8年3月19日
2. 被処分者 市民生活部人権推進課人権文化センター館長 57歳 男性
3. 処分内容
懲戒処分 戒告
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
分限処分 課長補佐に降任
(根拠法令：地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号)

4. 処分理由

被処分者は、管理職であるにもかかわらず、令和6年4月1日から令和7年5月16日までの間、勤務時間中に、人権文化センター敷地内で午前1回、午後2回程度の喫煙を繰り返した。また、喫煙を禁止されている公用車内においても喫煙を行った。

さらに、令和7年6月に2回、7月に2回勤務時間中に喫煙を行った。

勤務時間中における喫煙については、過去にも文書嚴重注意を行ったにもかかわらず再び行ったものである。

さらに、人権文化センター敷地内に喫煙環境を整備し、本件聞き取り調査においては虚偽報告を繰り返し、部下には虚偽報告を行うことを促した。

このような行為は、市民の信頼を損なう重大な服務規律違反であり、また、管理職としての適格性を著しく欠いているものと評価せざるを得ないものである。

市長コメント

職員を管理、監督する立場である管理職の職員が、このような行為をしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案に関しまして厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて綱紀の粛正、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和8年3月19日

羽曳野市長 山入端 創